

令和4年2月8日

令和4年度入学決定者の皆様  
令和4年度受験生の皆様

学校法人愛輪学園  
大橋医療高等専修学校  
事務局 TEL048-227-8888

## 専門実践教育訓練制度について

### 指定番号決定のお知らせ

本校は2022年度受験生の皆様対象となります再指定の申請を実施し、指定番号が決定されましたのでお知らせ致します。令和4年度入学者の方は、令和4年2月28日までに手続き完了するようにしてください。(期日を過ぎますと制度利用できません)

<新指定番号>

教育訓練講座名	教育訓練施設の名称	受講開始 予定年月日	訓練期間	指定番号
准看護師養成学科	大橋医療高等専修学校	令和4年4月1日～ 令和7年3月31日	24か月	1110050-1910011-0

当該制度は、労働者や離職者が、自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一部を支給する雇用保険の給付制度です。

当校の場合は2年課程なので、受講費用の50% (最大40万円/年×2年=80万円) が支給され、さらに准看護師の資格を取得し1年以内に一般雇用被保険者となると受講費用の20% (最大16万円/年×2年=32万円) が追加支給されます。(総合計112万円)

詳しくは、厚生労働省のホームページ「教育訓練給付制度」をご覧ください。対象となる方については、住所を管轄するハローワークまでお問い合わせ及び申請手続きをお願いします。

以上

<裏面 給付金リーフレット要点をまとめました。ご参照ください>

リーフレットより要点を抜粋いたしましたので、ご参考にしてください。

[利用申請に必要な書類]

1. 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票※1（ハローワークで配布）
2. ジョブ・カード※2 または専門実践教育訓練の受講に関する事業主の証明書※3（証明書の様式はハローワークで配布）
3. 個人番号（マイナンバー）確認書類
4. 本人・住所確認書類として、運転免許証または住民基本台帳カード（写真付き）
5. 雇用保険被保険者証
6. 写真2枚（最近の写真、正面上半身、縦3.0cm×横2.5cm）
7. 払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード

※1 「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」記入上の注意

※2 専門実践教育訓練の教育訓練給付金の申請手続きは、訓練対応キャリア・コンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングにてジョブカードの交付を受ける必要があります。訓練キャリアコンサルティングには事前の予約が必要です。詳細はハローワークにてご確認ください。

※3 在職者の場合、訓練キャリアコンサルティングを受けず、勤務先の雇用保険の適用事業所の事業主が専門実践教育訓練を受講することを承認したことを証明する書類を提出することも可能です。

専門実践教育訓練給付金の申請対象者

①雇用保険の被保険者

専門実践教育訓練の受講を開始した日に雇用保険の被保険者の方のうち、支援要件期間が3年以上（※）ある方

②雇用保険の被保険者であった方

受講開始日に被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（適用対象期間の延長が行われた場合には最大20年以内）であり、かつ支給要件期間が3年以上ある方。

※上記①、②とも、当分の間、初めて教育訓練給付金の支給を受けようとする方については、支給要件期間が2年以上あれば可。（平成26年10月1日以前に教育訓練給付金の支給をした場合は、その支給に係る受講開始日から今回の受講開始日までに通算して2年以上の被保険者期間が必要）

※上記要件に加え、平成26年10月1日以降、教育訓練給付金を受給した場合は、前回の教育訓練給付金受給日から今回受講開始日までに3年以上経過していることが必要です。

※その他学校が定める受講条件及び修了条件を満たした場合に、教育訓練経費の5割がハローワークから支給されます。